

## Q-CAT パブリックコメントQ&A

区分	No.	Q	A
制度概要	1	接着剤張りはモルタル張りと比較してどのような点が優れているのでしょうか？	接着剤張りは、現場施工管理が容易で、タイル張り技能工によるばらつきが少なく、下地の挙動に追随できることから、接着信頼性の向上が期待できます。また、施工品質上、モルタル張りでは必須となる目地詰めをしない施工が可能であるため、細かい目地のタイルや表面凹凸の激しい意匠のタイルなど、意匠性に富んだ施工が可能になります。 環境面でも、張付け材料及びタイルの製造時のCO <sub>2</sub> 発生量が少なくなります。
	2	接着剤張りはモルタル張りと比較して高価にならないのでしょうか？	現時点では一概には言えません。材料価格だけを比較すると高価ですが、管理費用が低減できるので、総合的には高価とは言えないとの報告もあります。また、接着信頼性の向上や環境面を考えると、付加価値の高い工法と言えます。
	3	大型タイル等での積上げ張りに関してもQ-CATの対象になるのでしょうか？	積上げ張りはQ-CATの対象とはしていません。
	4	接着剤張りは建物の高さ制限が設けられるのでしょうか？	高さ制限は設けておりません。接着剤張りの適性は、建物構造・下地材によって決まります。
	5	Q-CATはタイル以外の建材（石材、セメント製品など）も対象になるのでしょうか？	陶磁器質タイルのみを対象にしています。

	6	ラスモルタルも対象になるのでしょうか？	関連団体によるタイル張りに対しての見解がまとまっておらず、今回は対象から外すこととしました。
基 準	7	型式認定では組合せ評価をしなくても、組合せ品質が認定されるのはどうしてでしょうか？	タイル及び接着剤の認定基準を決める際に、多数の組合せ実験を行っており、その組合せ評価で品質上問題ないと判断される条件に安全率をみて、各基準を決めているため、直接組合せ評価をしなくても組合せ品質が適切であると判断できるためです。
	8	タイル基準に、「接着剤張りに適した裏面形状」とありますが、具体的にどういう基準になるのでしょうか？	型式区分の基準となる「長辺長さ」、「面積」、「質量（単位面積あたり）」のほか、接着剤の付着面積を確保するために、「裏あし高さ」、「裏あし形状」、「裏面反り」等の基準を検討しています。
	9	タイルの大きさやユニットの種類（表紙張り、裏ネットなど）による認定基準とはどのような考え方で進めるのでしょうか？	ユニットの種類・材質に関わらず、タイル裏面への接着剤の付着面積が確保されるよう、そのユニットに応じた、適切なくし目ごての条件や、ユニット化の基準などを設定する予定です。
	10	目地詰めをするなら耐候性基準を満たしていても品質上は問題ないと考えられますが、目地詰めを前提とした接着剤の認定制度はあるのでしょうか？	Q-CATでは、広く普及すると考えられる目地詰め無し工法まで含めた品質確保を目的としており、間違っても使われるリスクを考慮して、目地詰めを前提とした接着剤認定は考えておりません。要望が多くなったときに必要に応じて対応を検討していきます。
	11	「具体的な認定基準は、タイルのユニット形状や、くし目条件などによって認定基準を設ける予定である」とあるが、タイルの型式	同じ型式のタイルでありながらメーカーごとに違う施工方法になると市場での混乱につながりますので、型式認定では、そうならないように、目地詰めの有無にも配慮して、型式とくし目の施工方法は対応させる方向で検

	11	が決まると自動的にくし目の施工方法も決まるのでしょうか？また、目地詰めしない場合のくし目の基準はあるのでしょうか？	討を進めています。個別認定については、くし目の施工方法を定めた上での認定になります。
	12	現状では、3mmくし目で施工されていることもあるようですが、JIS A 5557では3mmくし目は規定されていないが、規定されるのでしょうか？	規定していく方向で検討しています。現在、市場品について調査中です。
	13	軽量タイルなどのJISの曲げ破壊荷重の基準に満たないものは認定の対象となるのでしょうか？	現時点では、施工時にたたき板でたたくことが主として行われており、たたき割れが懸念されることと、JIS A 5209の曲げ破壊荷重の見直しの検討も行われていないため、JIS A 5209の基準を満たしていることを条件とすることを考えています。
	14	不定形な形状のタイルも認定対象になるのでしょうか？	型式認定の対象範囲とするかどうかについては現在検討中ですが、少なくとも個別認定の対象にはなりません。
運 用	15	具体的な内容はいつ開示されるのでしょうか？	評価基準については2009年7月末頃の決定を予定しております。申請手続き等についても時期を同じくして確定し、2009年8月に詳しい説明会を開催する予定です。
	16	審査委員会の開催時期、回数はどれくらいのタイミングで開催されるのでしょうか？	検討中ですが、導入初期は多数の申請が見込まれますので、随時対応できるようにしたいと考えています。
	17	認定品には必ずQ-CATマーク表示をしなければならないのでしょうか？	認定申請にあたり、Q-CATマーク使用契約を締結していただきます。Q-CAT制度の広範な普及やトレーサビリティを目的としております。

運 用	18	モルタル張りとは接着剤張りとは併用できるタイルを発売しているが、それには Q-CAT マークをつけることができるのか？	認定されたタイルには Q-CAT マークを表示してください。
	19	申請費用はいくらくらいかかるのでしょうか？	現在検討中です。
	20	マーク使用料はいくらくらいかかるのでしょうか？	現在検討中です。
	21	認定品でのトラブルの保証は全国タイル工業組合でとるのでしょ うか？	Q-CAT 制度は、全国タイル工業組合が客観的な立場で認定基準を作り、それに適合した製品に対して、認定の証である Q-CAT マークを貸与する制度です。各製品の品質苦情については、製品責任を持つ企業で対応していただきます。
	22	JIS 認証企業は自社評価結果で可とありますが、ISO13006（タイル）、ISO13007（施工材料）の認証は持っている場合も、自社の評価結果で大丈夫でしょうか？ また、ISO9001（品質マネジメント）や ISO14001（環境マネジメント）を持っている場合はどうでしょうか？	ISO13006、ISO13007 を持っている場合は対応可能と考えますのでご相談ください。ISO9001 や ISO14001 はタイルの品質認証と直接関係ありませんので、JIS 認定機関（全国タイル検査・技術協会など）にご相談ください。
	23	販売会社も認定が必要になるのでしょうか？	Q-CAT マークを付ける場合には認定が必要になります。認定を取得する際は、製造元で JIS 認証が存在する会社であれば製造元の自社評価で可で

			<p>す。例えば、販売会社が、製造元の認定商品を、商品名と認定番号をそのまま販売する場合は、あらためて認定取得は必要ありません。また、製造元の認定商品を販売会社が商品名や品番を変えて販売する場合は、製造元の認定番号に合致する商品であることの届出を販売会社がする必要があります。</p>
<p>公的標準との関係</p>	24	<p>Q-CAT は、今後、どのように JASS19(日本建築学会 陶磁器質タイル張り工事)や JIS A 5209(陶磁器質タイル)などの公的標準に記載されるのでしょうか？</p>	<p>現在、接着剤張りについて、日本建築学会のタイル工事標準仕様書などに記載されるよう働きかけています。また、Q-CAT のタイル基準についても、JIS 改訂原案作成に向け標準化委員会で審議に入っています。</p>
	25	<p>Q-CAT 認定品でないと公共事業には使用できなくなるのでしょうか？</p>	<p>将来的に公共建築工事標準仕様書に記載された場合は、接着剤張りについては制約がかかります。それ以外でも、Q-CAT が認知されるに従い、施工品質確保の為に有効な手段と考える施主、設計者は増えてくると思います。</p>
	26	<p>下地に対しての工事仕様を定めるのでしょうか？</p>	<p>Q-CAT では、JIS A 5557(外装タイル用有機系接着剤)で取り扱われていない ALC 及び押出成形セメント板について、JIS A 5557 で定める接着強さ試験の適用を検討しています。工事仕様については、「外装タイル有機系接着剤張り工事標準仕様書(案) / (社)全国タイル業協会」に記載される予定です。</p>